

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年12月25日提出
【計算期間】	第17期（自 平成21年 3 月26日 至 平成21年 9 月25日）
【ファンド名】	ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド 1
【発行者名】	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 増田 雄輔
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル 8 階
【事務連絡者氏名】	久保田 智之
【連絡場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル 8 階
【電話番号】	03-5542-7000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

1) ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の長期成長と安定的に収益を獲得することを目指します。

2) 信託金の限度額

5,000億円を限度とします。また、委託会社は、受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

3) ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信/内外/資産複合/特殊型（絶対収益追求型）に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載をしており、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型 特殊型(絶対収益追求型)

追加型投信/内外/資産複合/特殊型（絶対収益追求型）とは、投資信託約款において、実質的に、日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）など複数の資産による投資収益を源泉とし、絶対収益（投資元本に対する収益を追求すること）を目指す旨の記載があるものをいいます。

・商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	特殊型（絶対収益追求型）	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成し

たものです。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

当ファンドにおいては、市場動向に左右される事なく、投資元本に対する収益を追求することを目的とし、運用します。

・属性区分表

投資対象 資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 その他資産 (投資信託証券)	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファンズ	あり なし

収益の源泉となる資産ではなく、組入れている資産そのものについての属性区分を記載しております。当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして、投資信託証券を直接の投資対象としております。このため、上記属性区分表においては「その他資産（投資信託証券）」に分類されており、商品分類表の投資対象資産とは異なります。

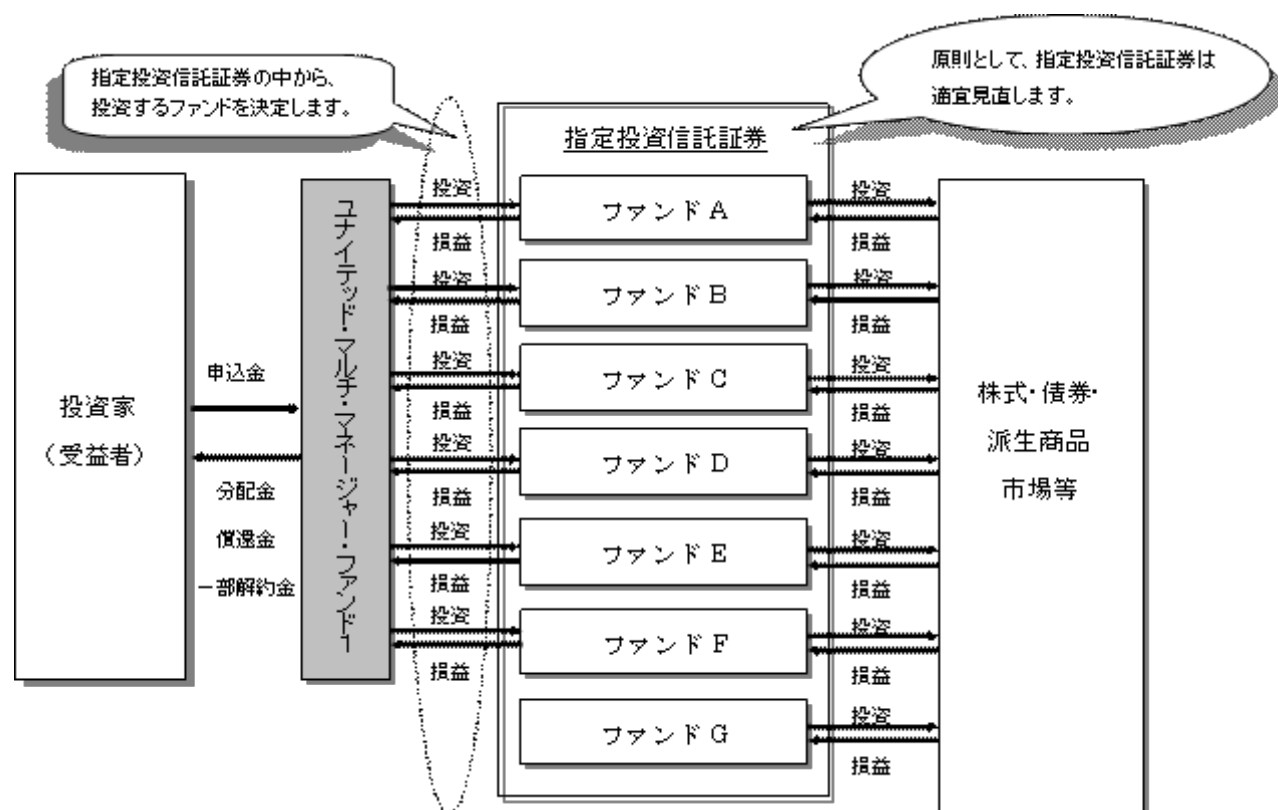
・属性区分の定義

投資対象 資産	その他資産 (投資信託証券)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象 地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・ オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

4) ファンドの特色

6ヵ月物譲渡性預金利率を参考ベンチマークとし、指定投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）に積極的に分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。



上図は、あくまで例示をもって理解を深めるためのイメージです。

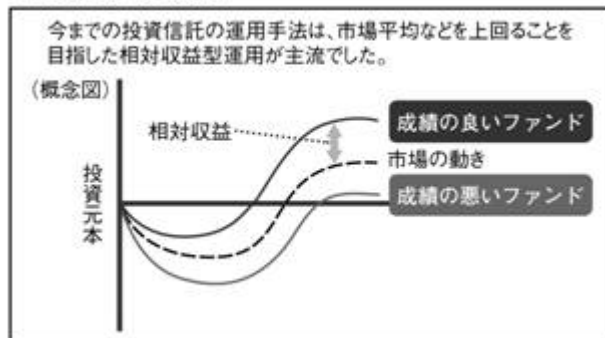
当ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託証券に投資することにより、同時に複数の投資信託証券を購入したと同じ効果が得られ、さらに運用会社（ファンドマネージャー）や運用スタイルの分散を図ることもできます。

当ファンドが組入れることができる投資信託証券（以下、「指定投資信託証券」といいます。）は、投資環境等の変化に応じて適宜（原則として半年毎に）見直しを行うものとし、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たに指定投資信託証券として指定される場合があります。なお、指定投資信託証券に指定されていても、実際に投資が行われない場合があります。

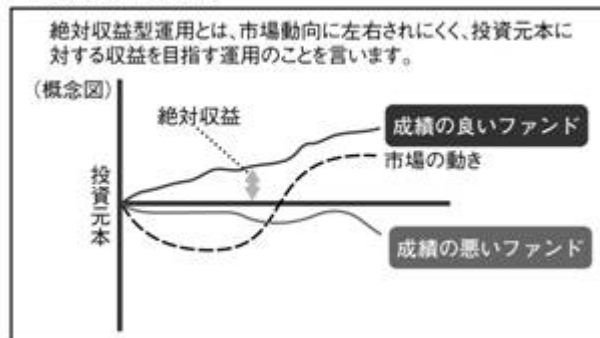
絶対収益追求型の運用

当ファンドは、6ヵ月物譲渡性預金利率を参考ベンチマークとして、「市場の動きを上回ること」ではなく、「投資元本に対する収益を追求すること」を目的とした、絶対収益追求型の運用を行っています。

■ 相対収益型運用



■ 絶対収益型運用



上図は、あくまで例示をもって理解を深めるためのイメージです。

指定投資信託証券はいずれも絶対収益を達成することを運用目的としておりますが、6ヵ月物譲渡性預金利率をベンチマークとして運用が行われているわけではありません。

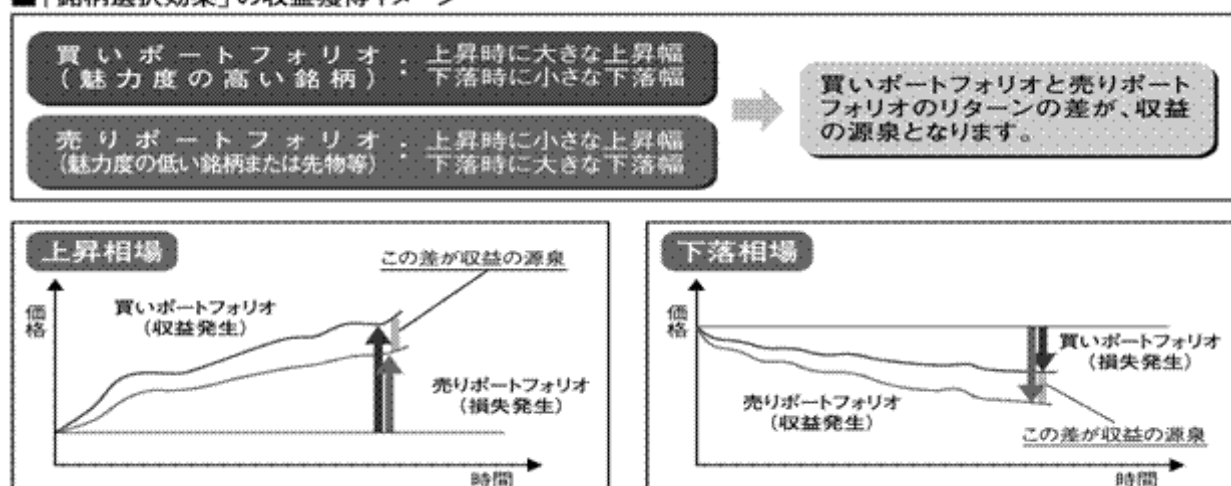
指定投資信託証券の収益の源泉

< 収益の源泉その1 > 「銘柄選択効果」

「銘柄選択効果」によるリターンとは、魅力度の高い銘柄で構成される買いポートフォリオと、魅力度の低い銘柄で構成される売りポートフォリオ（先物の売建ての場合もあります。）のリターンの差から得られる収益のことです。魅力度の高い銘柄とは、市場が上昇する時により大きく上昇し、市場が下落する時により小さく下落すると期待される銘柄であり、魅力度の低い銘柄とは、市場が上昇するときにより小さく上昇し、市場が下落するときにより大きく下落すると期待される銘柄のことです。買いポートフォリオと、売りポートフォリオもしくは先物の売建てを組み合わせることで、ポートフォリオが市場全体の価格変動から受ける影響を排除できるため、市場の上昇・下落に係わらず、絶対収益を達成することができると期待されます。

当ファンドが投資する指定投資信託証券の中には、「銘柄選択効果」を獲得して、絶対収益のリターンを追求しているファンド群があります。「銘柄選択効果」を達成するための運用戦略を当ファンドでは「アルファ戦略」と呼びます。

■ 「銘柄選択効果」の収益獲得イメージ

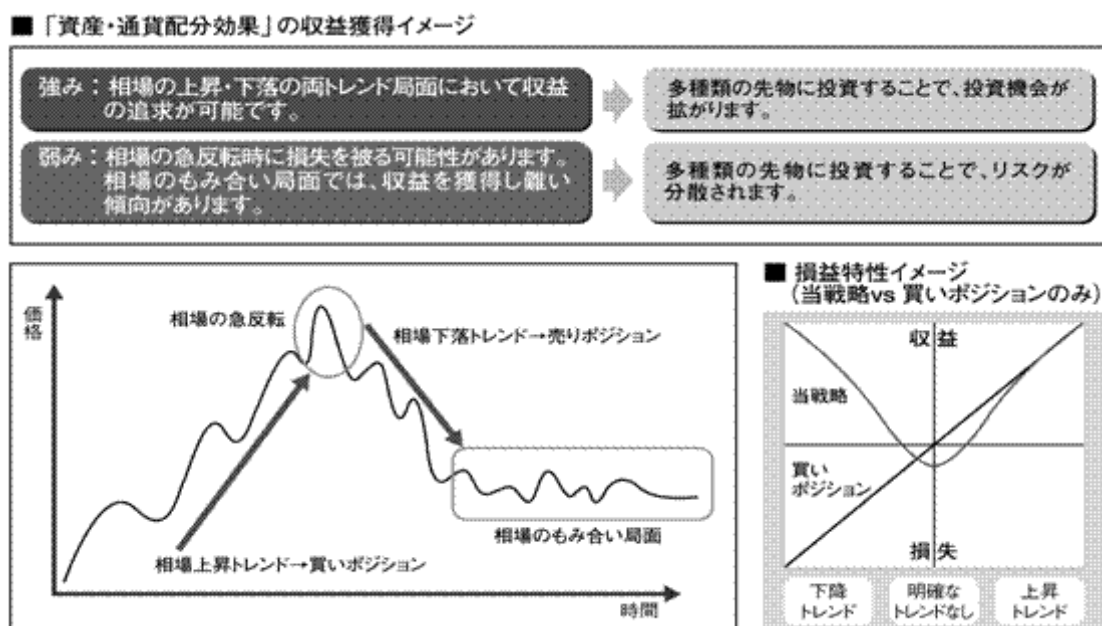


上図は、あくまで例示をもって理解を深めるためのイメージです。

<収益の源泉その2> 「資産・通貨配分効果」

「資産・通貨配分効果」によるリターンとは、株式または債券などの有価証券もしくは為替または商品（原油・金属・農産物等）など、様々な投資対象の将来の動きを予測し、適切なポジションを取ることによって得られる収益のことです。投資対象の上昇が見込まれる時には、買いポジションを取り、投資対象の上昇から利益を獲得します。一方で、投資対象の下落が見込まれる時には、売りポジションを取り、投資対象の下落から利益を獲得します。投資対象を広く分散して、様々な市場で機動的に買いポジションや売りポジションを取ることにより、絶対収益を達成することができると期待されます。

当ファンドが投資する指定投資信託証券の中には、「資産・通貨配分効果」を獲得して、絶対収益のリターンを追求しているファンド群があります。「資産・通貨配分効果」を達成するための運用戦略を当ファンドでは「ベータ戦略」と呼びます。



上図は、あくまで例示をもって理解を深めるためのイメージです。

指定投資信託証券の選定方法

ユナイテッド投信投資顧問が、以下の3段階（（１）～（３））のプロセスにより、指定投資信託証券を選定します。

（１）「アルファ戦略ユニバース」および「ベータ戦略ユニバース」の作成

現時点で投資可能な国内外のヘッジファンドの中から、「銘柄選択効果」により絶対収益のリターンを追求しているヘッジファンドを選定し、「アルファ戦略ユニバース」を作成します。また、「資産・通貨配分効果」により絶対収益のリターンを追求しているヘッジファンドを選定し、「ベータ戦略ユニバース」を作成します。

一部のヘッジファンドは、パフォーマンスを維持するために、運用資産額に上限を設けています。運用資産額を超えている場合、投資家が要求しても投資を行えません。

（２）「投資対象ユニバース」の作成

当ファンドは、日次で設定・解約が行われるため、「アルファ戦略ユニバース」および「ベータ戦略ユニバース」の中から、日次の流動性が確保できることなどを条件として絞り込みを行い「投資対象ユニバース」を作成します。

（３）「指定投資信託証券ポートフォリオ」の作成

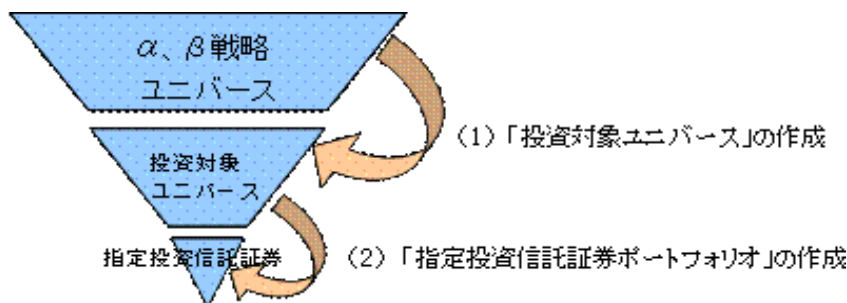
「投資対象ユニバース」の中から、定性評価および定量評価を行い、「指定投資信託証券ポートフォリオ」を作成します。

定性評価においては、投資信託証券の過去の実績（Performance）、マネージャの経歴（People）、運用哲学（Philosophy）、他ファンドとの比較（Peer Comparison）、実際のポートフォリオの整合性（Portfolio）の５Pを総合的に評価します。

定量評価においては、特に、１リスク当りのリターン、最大ドロウダウン、ヘッジ・ファンド・インデックスとのリターンの相関に着目して、ファンドのパフォーマンスを評価します。

また、原則として、指定投資信託証券の見直しは半年毎に行います。なお、直接当ファンドから指定投資信託証券を買い付ける場合、もしくは当社において指定投資信託証券を設定する場合があります。

最大ドロウダウンとは、ファンドが達成した収益の山からそれに続く谷までの下落率の内、最大のものを言います。

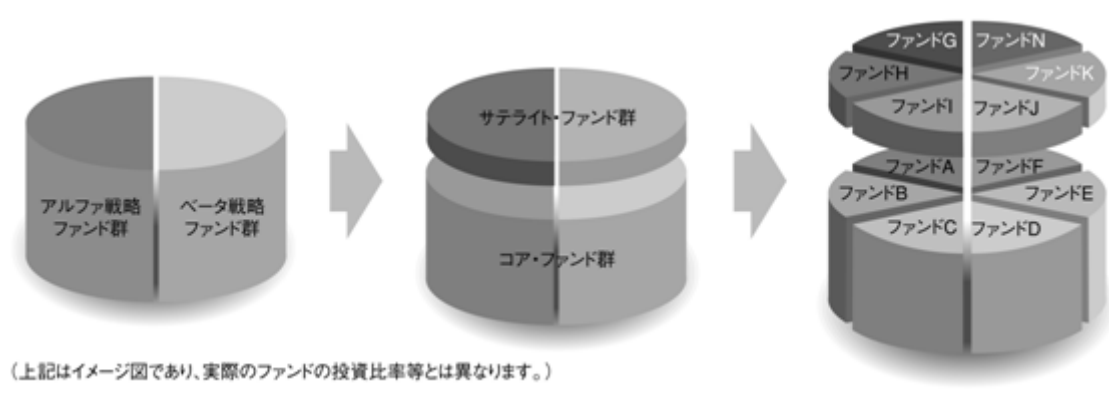


上図は、あくまで例示をもって理解を深めるためのイメージです。

投資信託証券への分散投資

当ファンドでは、「銘柄選択効果」により絶対収益のリターンを追求している指定投資信託証券（以下、「アルファ戦略ファンド」といいます。）と、「資産・通貨配分効果」により絶対収益のリターンを追求している指定投資信託証券（以下、「ベータ戦略ファンド」といいます。）に分散投資を行うことで、収益の源泉を分散し、リスクおよびリターンの安定化を図ります。

また、当ファンドでは、「アルファ戦略ファンド」と「ベータ戦略ファンド」をそれぞれ「コア・ファンド」と「サテライト・ファンド」に分散することで、さらなるリスクの低減を図ります。「コア・ファンド」とは、優れた運用実績があり、今後も安定的なパフォーマンスを実現することが期待できる運用手法を持ち、当ファンドの運用のコア（中核）となる指定投資信託証券のことをいいます。「サテライト・ファンド」とは、「コア・ファンド」の運用パフォーマンスを補完することが期待できる運用手法を持ち、当ファンドの運用のバランスを整える目的で組入れられる指定投資信託証券のことをいいます。



なお、当ファンドの流動性を確保するため、アルファ戦略およびベータ戦略のいずれにも該当しないファンドを指定投資信託証券として指定する場合があります。

ポートフォリオの構築方法

ユナイテッド投信投資顧問が、以下の３段階（（１）～（３））のプロセスにより、ポートフォリオを構築します。

（１）「アルファ戦略ファンド」と「ベータ戦略ファンド」の投資比率の決定

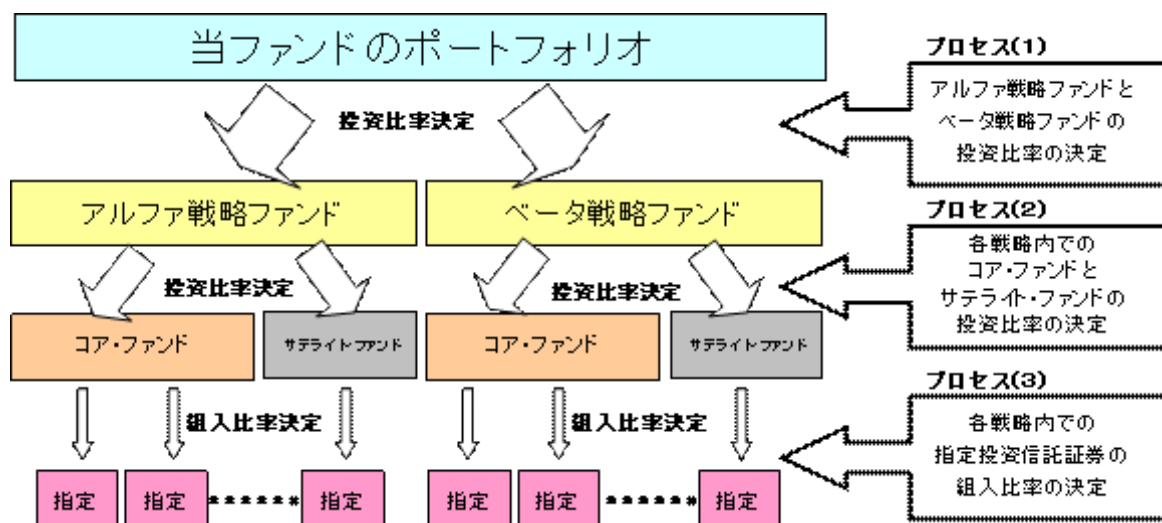
当ファンド全体のリスクを一定の範囲以内に抑えるように、「アルファ戦略ファンド」と「ベータ戦略ファンド」の組入比率を決定します。

（２）「コア・ファンド」と「サテライト・ファンド」の投資比率の決定

各戦略内で、「サテライト・ファンド」の投資比率が概ね20%以下となるように、「コア・ファンド」と「サテライト・ファンド」の投資比率を決定します。

（３）各戦略内での指定投資信託証券の組入比率の決定

各指定投資信託証券の推定されるリターン、リスク、相関係数を用いて、各指定投資信託証券の当ファンドに対する組入比率を決定します。



上図は、あくまで例示をもって理解を深めるためのイメージです。

市場環境等の変化に伴い運用者が必要と判断した場合には、上記の方法でポートフォリオの構築が行わ

れない場合があります。

当ファンドの流動性を確保するため、アルファ戦略およびベータ戦略のいずれにも該当しないファンドを指定投資信託証券として指定する場合があります。

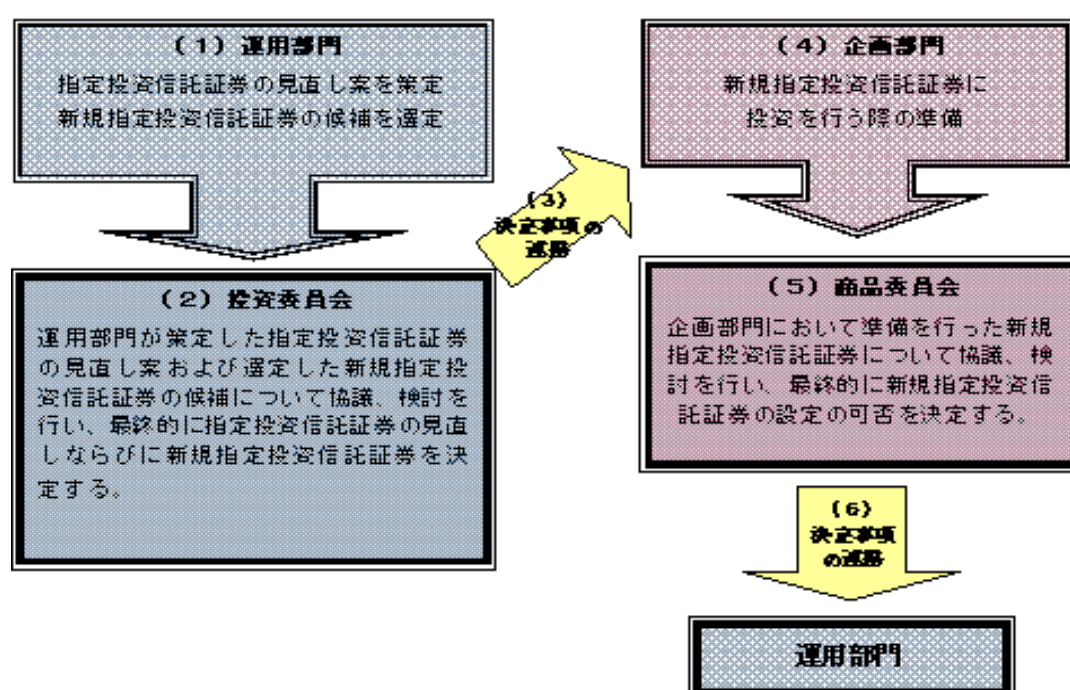
リスク管理およびモニタリング

当ファンドでは、「銘柄選択効果」および「資産・通貨配分効果」を実現するために、徹底したリスク管理およびモニタリングを行います。世界の金融市場はたえず変動しているため、フルーツ王国では、設定以来、こうした変化に機動的に対処するためにリスク管理およびモニタリングの徹底を日々、継続しております。

日々のリスク管理およびモニタリングの結果並びに各指定投資信託証券のパフォーマンスの状況は、月一回開催される投資委員会に報告され、同委員会において協議・検討が行われます。そして、投資委員会では、投資環境に応じて、「アルファ戦略ファンド」と「ベータ戦略ファンド」の投資比率、各指定投資信託証券の最適な組入比率などの見直しなどが行われます。

全ての指定投資信託証券は半年に一回見直しが行われ、運用上必要な場合には、新たな指定投資信託証券が選定されます。

「指定投資信託証券の見直しならびに新規指定投資信託証券の選定および選定プロセス」



指定投資信託証券

当ファンドが投資を行う指定投資信託証券の概要は、以下の通りです。

なお、平成21年12月25日付で以下の通り指定投資信託証券の見直しを行なっております。

- 「プレミアム・エクイティ・シングル・アルファ（適格機関投資家向け）」を、アルファ戦略のサテライト・ファンドからアルファ戦略のコア・ファンドへ変更しました。
- 「エクイティ・マーケット・ニュートラル・バスケット（適格機関投資家向け）」を、アルファ戦略のコア・ファンドからアルファ戦略のサテライト・ファンドへ変更しました。
- 「ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル3（適格機関投資家向け）」を、指定投資信託証券から外しました。

アルファ戦略のコア・ファンド

ファンド名	クロッキー・アルファ・ペア・ファンド（適格機関投資家向け）
投資方針・特色	安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。 ユーロドル債への投資を通じて、クロッキー・アルファ・ペア（USD IV エクセス・リターン6%）指数 に概ね連動する投資成果を目指します。 日米欧の大型株を対象に、ドイツ銀行グループが開発した株式分析手法「クロッキーモデル」に基づき、国及び業種毎に個別銘柄の割安度もしくは割高度に注目し、割安銘柄からロングポートフォリオ、割高銘柄よりショートポートフォリオを構築するグローバル株式のロング・ショート戦略です。 当該ユーロドル債の組入れ比率は、原則として高位を保つことを基本とします。 原則として為替ヘッジを行います。 市場動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。
信託報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.1575%（税抜年0.15%）の率を乗じて得た額とします。 上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託財産から支払います。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社

ファンド名	プレミアム・エクイティ・シングル・アルファ（適格機関投資家向け）
-------	----------------------------------

投資方針・特色	信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。 「プレミアム・エクイティ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」）への投資を通じて、実質的に、主として米国の取引所に上場する株式に投資します。 マザーファンドは、バリュー、ファンダメンタルズ、ポジティブな事業モメンタムに着目したボトムアップ・アプローチにより銘柄を選定します。 原則として、マザーファンドを通じて、実質的に保有する株式と同額のS & P 500指数先物を売建てることにより、株式市場の騰落に関わりなく、安定した運用を目指します。 マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。 マザーファンドの運用に関し、Robeco Investment Management（米国）に米国株式の運用指図に関する権限を委託します。 原則として、為替ヘッジは行ないません。 市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.735%（税抜年0.70%）の率を乗じて得た額とします。 上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託財産から支払います。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社

ベータ戦略のコア・ファンド

ファンド名	ケイマン籍円建外国投資信託トランストrend スタンダード リスク シリーズ トラスト （英文名：TransTrend Standard Risk Series Trust ClassA TSR Units）
投資方針・特色	株価指数・債券・通貨または原油・金属・農産物などの商品等、世界各国の取引所に上場されている様々な先物を主な投資対象とし、トレンド・フォロー運用（方向性に追従してポジションを構築する運用）を行います。
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年2.49%の率を乗じて得た額とします。 上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託財産から支払います。 毎月の実績に対して実績報酬が発生します。
運用会社	ロベコ インスティテューショナル アセット マネジメント Robeco Institutional Asset Management.B.V

ファンド名	ユニヘッジ・コモディティ・ファンド（適格機関投資家向け）
-------	------------------------------

投資方針・特色	安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ユーロ円債への投資を通じて、「ユニヘッジ・コモディティ・アルファ（Uni-Hedge Commodity Alpha Class JPY）（ガンジー籍）」に投資を行ない、当該ファンドの運用成果に概ね連動する投資成果を目指します。 スイスに本社を置くUnigestion社が設定・管理しているファンドであり、Unigestion社が選定した複数のC T A (株価指数・債券・通貨や原油・金属・農産物等の商品など、世界各国の取引所に上場されている様々な先物を主な投資対象とするファンド)に分散投資を行うファンドです。 当該ユーロ円債の組入れ比率は、原則として高位を保つことを基本とします。 市場動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。
信託報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.1575%（税抜年0.15%）の率を乗じて得た額とします。 上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託財産から支払います。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社

アルファ戦略のサテライト・ファンド

ファンド名	エクイティ・マーケット・ニュートラル・バスケット （適格機関投資家向け）
投資方針・特色	安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ユーロドル債への投資を通じて、d b X—T H F エクイティ・マーケット・ニュートラル指数 に概ね連動する投資成果を目指します。 d b X—T H F エクイティ・マーケット・ニュートラル指数は、ドイツ銀行のヘッジ・ファンド投資プラットフォーム（X-marketsヘッジ・ファンド・プラットフォーム）に採用されているヘッジ・ファンドで構成されるヘッジ・ファンド・バスケットのパフォーマンスを享受します。 当該ユーロドル債の組入れ比率は、原則として高位を保つことを基本とします。 原則として為替ヘッジを行います。 市場動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。
信託報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.1575%（税抜年0.15%）の率を乗じて得た額とします。 上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託財産から支払います。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社

ファンド名	Q E D 日本株アルファ・ストラテジー・ファンド（適格機関投資家向け）
-------	--------------------------------------

投資方針・特色	安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。 「Q E D日本株アルファ・ストラテジー・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて、日本の取引所に上場する株式等（株価指数連動投信（「E T F」）を含みます。）および株価指数先物ならびに株価指数オプション等の派生商品に投資を行ないます。 わが国の株式市場の非効率性に注目し、上昇期待値の高い株式を買い持ち、下落期待値の高い株式を売り持ちにすることにより、両者のスプレッドから収益をあげることを目指します。経済環境や株式市場の状況に関らず、統計的に優位な運用モデルを構築します。 マザーファンド受益証券の組入れ比率は、高位を保つことを基本とします。 マザーファンドの信託財産の運用に関しては、Q E Dインベストメント・パートナーズ株式会社から助言を受けます。 市場動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。
信託報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7245%（税抜年0.69%）の率を乗じて得た額とします。 上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託財産から支払います。 毎年の実績に対して実績報酬が発生します。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社

ファンド名	アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル（適格機関投資家向け）
投資方針・特色	信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行ないます。 「欧州株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主として欧州株へ投資し、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。 「マーケット・ニュートラル」という運用戦略を用い、主として欧州主要先進国16カ国の5,000銘柄以上について独自の計量モデルにより銘柄選定を行い、高ランク銘柄をロング（買付け）、低ランク銘柄をショート（借株を売付け）し、同時同額のロング及びショートのポジションをつくることにより、欧州株式市場の騰落の動向に関わりなく、安定的な収益獲得を目指します。 特定少数の銘柄・業種に集中するのではなく、多数の銘柄に分散させることにより、ポートフォリオ全体におけるリスクの低減を目指します。 マザーファンドの信託財産の運用に関する権限を、アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシーへ委託します。 市場動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。
信託報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.945%（税抜年0.90%）の率を乗じて得た額とします。 上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託財産から支払います。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社

ファンド名	ユナイテッド・アカディアン・日本株式シングルアルファ （適格機関投資家向け）
投資方針・特色	安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 「ユナイテッド・アカディアン日本株式マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主として、日本株式の割安銘柄へ投資することにより、安定した超過収益の獲得を目指します。 マザーファンドは、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）をベンチマークとし、独自開発のモデルにより、株価形成要因を多面的に分析し、魅力のある銘柄を選定します。 マザーファンドの運用に際しては、アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシーに日本株式の運用指図に関する権限を委託します。 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7245％（税抜年0.69％）の率を乗じて得た額とします。 上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託財産から支払います。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社

ファンド名	ユナイテッド・アカディアン・グローバル株式シングルアルファ （適格機関投資家向け）
投資方針・特色	安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 「ユナイテッド・アカディアン・グローバル株式マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主として、世界各国（日本は除きます。）の割安株式への投資を行います。 マザーファンドはモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数をベンチマークとし、外国株式の割安銘柄への投資により、安定した超益の獲得を目指します。 マザーファンドの運用に関しては、アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシーに外国株式の運用指図に関する権限を委託します。 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7245％（税抜年0.69％）の率を乗じて得た額とします。 上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託財産から支払います。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社

ベータ戦略のサテライト・ファンド

ファンド名	Q E D日本株ベータ・コントロール・ファンド（適格機関投資家向け）
投資方針・特色	安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 「Q E D日本株ベータ・コントロール・マザーファンド」への投資を通じて、主として、日本の取引所に上場する株式、株価指数連動型投信（以下、「E T F」といいます。）および派生商品（株価指数先物取引および株価指数オプション取引等）に投資を行ないます。 日本の株式市場の中長期的な方向性および循環性に対して、統計的に有意なポジションを市場の期待リスク以下で構築するシステム運用を行い、中長期的に絶対リターンを得ること、ならびに市場パフォーマンスを上回することを目的とします。 当ファンドが投資する「Q E D日本株ベータ・コントロール・マザーファンド」の運用に関しては、Q E Dインベストメント・パートナーズ株式会社からの助言を受けます。 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7245%（税抜年0.69%）の率を乗じて得た額とします。 上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託財産から支払います。 毎年の実績に対して実績報酬が発生します。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社

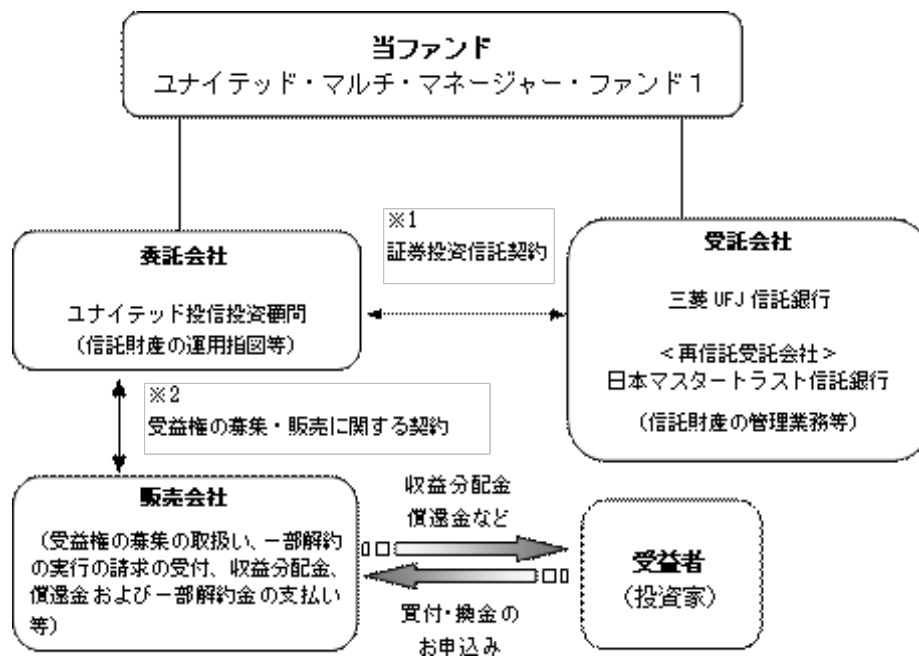
キャッシュ代替ファンド

ファンド名	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）
投資方針・特色	信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行ないます。 「ユナイテッド日本債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主として、わが国の債券に投資します。 主としてマザーファンドを通じて、わが国の発行する債券を中心に投資を行い、NOMURA-BPI総合指数を上回る運用成果を目指します。 わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。 A A格以上の格付けを有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.21%（税抜年0.20%）の率を乗じて得た額とします。 上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託財産から支払います。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社

当該ファンドはアルファ戦略およびベータ戦略のいずれにも該当しませんが、ファンド・オブ・ファンズとしてのフルーツ王国の日々の流動性を確保する目的等で組入れられる可能性があります。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人



- 1 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。投資信託の運営方法や信託財産の運用方法、委託会社と受託会社等の権利義務関係、募集方法等の取り決め等の内容が含まれています。
- 2 投資信託の販売等に関するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う受益権の募集、解約請求の受付等の業務内容に関する取り決め等の内容が含まれています。

委託会社等の概況

(A) 資本金 10億3,000万円（平成21年10月30日現在）

(B) 沿革

平成11年 9 月17日	米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの100%子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立。
平成11年10月26日	証券投資信託委託業の認可取得。
平成12年10月 6 日	オールド・ミューチュアル（U.S.）ホールディングス・インクの傘下となる。
平成16年 1 月20日	投資顧問会社として登録。
平成17年 3 月30日	日本アジアホールディングズ株式会社の傘下となる。
平成17年10月31日	投資一任業務にかかる認可を取得、ユーエイエム ジャパン インクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社に変更。

平成19年 9 月30日 金融商品取引業者として登録。

(C) 大株主の状況

(平成21年10月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
日本アジアホールディングズ 株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 2 号 郵船ビル 5 階	4,100株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

当ファンドは、6ヵ月物譲渡性預金利率を参考ベンチマークとし、複数の指定投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）に積極的に分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

なお、指定投資信託証券は適宜、見直しを行います。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(A)次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

(B)次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資の対象とする有価証券

委託者は、信託金を、主として「指定投資信託証券」（「第一部ファンド情報 ファンドの状況 1 ファンドの性格(1)ファンドの目的および基本的性格 4)ファンドの特色 「指定投資信託証券」をご参照下さい。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券および短期社債券を除きます。）

5. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債券

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券または証書の性質を有する

もの

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

投資対象とする金融商品

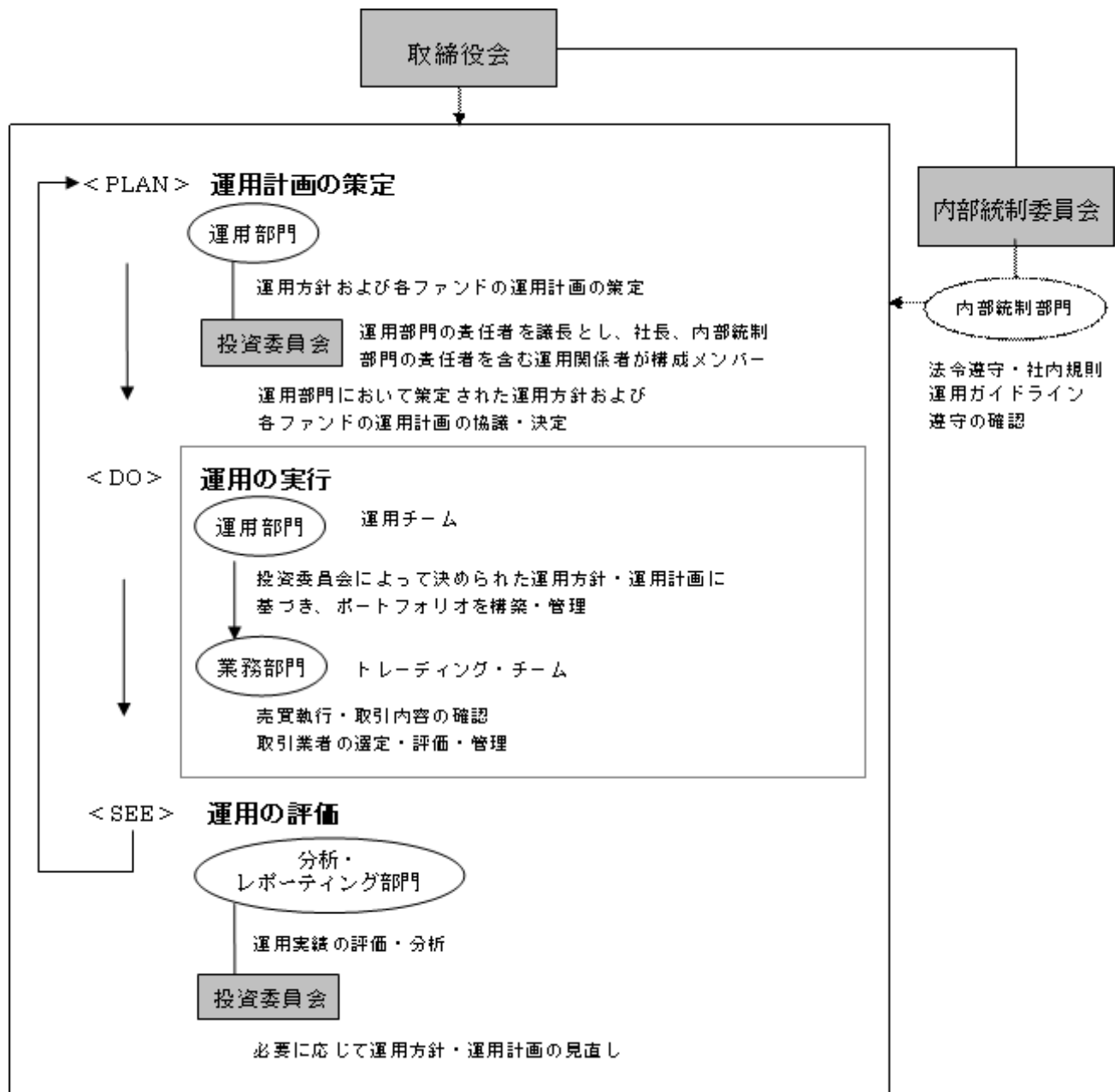
委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

運用組織、内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織



運用に関する社内規則

運用にあたっては、関連法令および社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連社内規程を遵守しております。

- ・投資信託委託会社の業務に係る業務方法書
- ・投資信託委託業務運営規程
- ・投資委員会運営規程
- ・ポートフォリオの設定・管理と発注に関する規則
- ・業者選定に関する規程
- ・引値保証取引に関する規則
- ・内部者取引等の防止及び役職員の自己の計算で行う取引等に関する規程
- ・株主議決権行使に関する取扱い規程
- ・投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則

運用を担当する運用部門（３名程度）、顧客とのリレーションを担当する営業部門（６名程度）、商品開発および有価証券届出書・目論見書等の作成を担当する企画部門（５名程度）、ファンド計理・トレーディングを担当する業務部門（８名程度）、運用実績の評価・分析・情報開示（レポート・法定運用報告書）を担当する分析・レポート部門（７名程度）ならびにコンプライアンス・内部監査を担当する内部統制部門（２名程度）は、当社規程に従って、業務を分担しかつ相互に牽制機能を果たすことによって、全体として質の高い運用サービスを提供しております。

ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託者（信託銀行）については、受託者が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

上記の運用体制は、平成21年10月30日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

年２回の毎決算日（毎年３月25日および９月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り分配を行います。

(A) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含む）の全額とします。

(B) 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

(C) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(A) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（配当等収益）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税（消費税等）に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(B) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（売買益）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 【投資制限】

当ファンドは約款において、以下の投資制限を設けております。

投資信託証券への投資制限（約款 運用の基本方針２．運用方法（３）投資制限）

投資信託証券（外貨建の投資信託証券も含みます。）への投資割合には制限を設けません。

株式への投資制限（約款 運用の基本方針２．運用方法（３）投資制限）

株式への直接投資は行ないません。

デリバティブの利用制限（約款 運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

デリバティブの直接利用は行ないません。

外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限（約款 第20条の2）

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款 第32条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（約款 第33条）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ（約款 第41条）

- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1)投資リスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

<基準価額の主な変動要因>

当ファンドは指定投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）などの値動きのある金融商品に投資しておりますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本は保証

されているものではなく、これを割り込むことがあります。

当ファンドおよび当ファンドが投資する指定投資信託証券の基準価額を変動させる要因の主なものは、以下の通りです。

有価証券等の価格変動リスク

当ファンドは、指定投資信託証券を通じて株式や債券など値動きのある有価証券を組入れており、指定投資信託証券は、組入れた株式や債券の価格変動の影響を受けます。株式や債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式や債券等の発行企業の経営状況等により変化します。その結果、ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

金利変動リスク

当ファンドは、指定投資信託証券を通じて債券を組入れておりますので、金利変動の影響を受けます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している債券の価格は下落します。また、残存期間の長い債券の方が短い債券より金利の変化率が高い傾向にあります。金利上昇は、当ファンドまたは指定投資信託証券が投資する債券の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

当ファンドは、指定投資信託証券を通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

デリバティブ取引等のリスク

当ファンドの指定投資信託証券の中には、デリバティブ取引等を利用しているものもあります。当該デリバティブ取引等の価格は、対象指数や対象資産等の市況、先物等の市場の需給等を反映して変動しますので、間接的に当ファンドの基準価額が変動する要因となります。デリバティブ取引等の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、当ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない等流動性の影響を受けます。一般に、流動性の低い有価証券は、より高い有価証券に比べ価格変動率が高くなる傾向があります。

当ファンドおよび指定投資信託証券が保有する有価証券等において流動性が損なわれた場合、当ファンドの基準価額はその影響を受け、値下がりする要因となる可能性があります。

信用リスク

有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合等には、当該発行体が発行する有価証券の価格は大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

カントリーリスク

当ファンドは、指定投資信託証券を通じて外貨建資産に一部投資しておりますので、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの基準価額が変動する可能性があります。その結果、基準価額が値下がりすることがあります。

解約による資金流出等に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするために、当ファンドが投資している指定投資信託証券が組入れている有価証券等を大量に売却する場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、有価証券等を当初期待された価格で売却できないことがあり、指定投資信託証券および当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

また、ファンド・オブ・ファンズ方式は、主要投資対象とする指定投資信託証券の資金動向により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

< その他の留意点 >

ファンド運営上のリスク

(A) 取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得のお申込みの受け付けを中止することがあり、また、既に受け付けた取得のお申込みの受け付けを取消す場合があります。また、同様の理由により、ご解約のお申込みの受け付けを中止する場合があります。

(B) 信託の途中終了

委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

(C) 指定投資信託証券の運用および変更に伴うリスク

当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の一部は、外部の運用会社が運用しており、当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

また、指定投資信託証券の見直しは、パフォーマンスの一層の向上を目指すものではありませんが、指定投資信託証券の入替えや組入れ比率の変更が、結果としてファンドの基準価額下落の原因となる場合があります。

販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

(A) 販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任

を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込み代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

(B) 受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

収益分配に係る留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。

委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

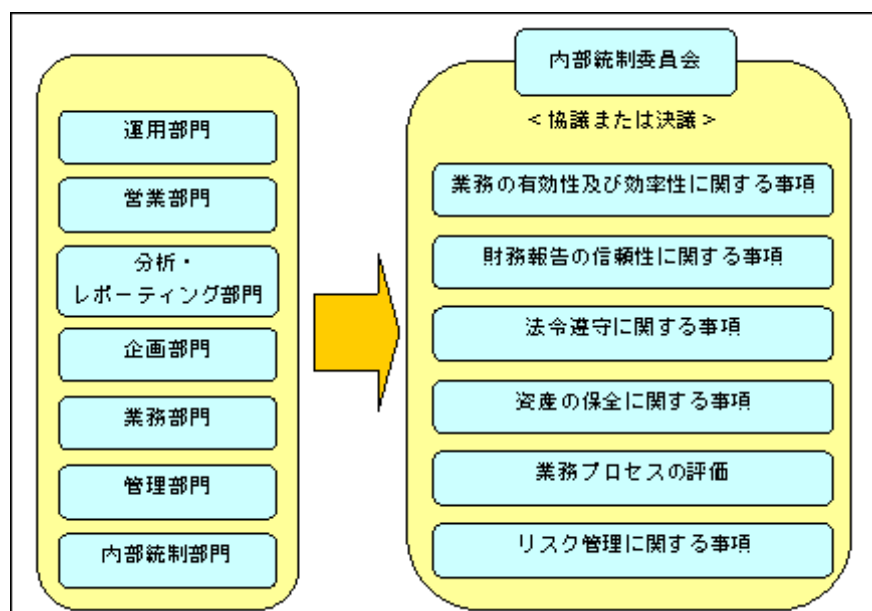
(2) 投資リスクに対する管理体制

ファンドのリスクおよび損益状況については、以下のツールを使用し、管理します。

ポートフォリオ リスク管理ツール	ファンド全体のリスクを推定するツールです。「銘柄選択」や「資産・通貨配分」などのリスク特性ごとにリスク数値を推定し、当ファンド全体でどの程度のリスクを、どの部分で取っているのかを常に把握します。
指定投資信託証券 リスク管理ツール	各指定投資信託証券のリスクを推定するツールです。各指定投資信託証券が内包しているリスク特性ごとにリスク数値を推定し、各指定投資信託証券がどの程度のリスクを、どの様な方法で取っているのかを把握します。
ポートフォリオ 損益管理ツール	ポートフォリオ全体の損益を把握する為のツールです。戦略および組入っている指定投資信託証券ごとに、損益がどの程度なのかを把握できるようにし、下落リスクの管理に役立てます。

ファンドの運用状況につきましては、パフォーマンス分析・評価の結果を投資委員会に報告し、審議を行います。また、コンプライアンス上のリスク、当社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、原則として月に一度開催される内部統制委員会に報告されます。同委員会では上記リスク事項の確認や当社の対応、改善策等について協議または決議します。また、その内容は必要に応じて取締役会へ報告、提案されます。

なお、実務においては、各部門においてそれぞれの責任者のもと、日次ベースでリスク管理を綿密に行います。



上記の管理体制は、平成21年10月30日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た額（「取得金額」といいます。）に、1.575%（税抜1.5%）の率を上限にして販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。お申込み手数料は、販売会社によって異なります。

なお、分配金再投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得する口数については、手数料はかかりません。各販売会社のお申込み手数料および分配金再投資契約の取扱いについては、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ご換金（解約）手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

ファンドが負担する実質的な信託報酬率（概算）は、年1.785%（税抜1.70%）±0.2%です。

（内訳）

当ファンド	年1.26%（税抜1.20%）
投資する指定投資信託証券（注）	年0.525%（税抜 0.5%）
計	年1.785%（税抜1.70%）

（注）指定投資信託証券の報酬率は、当ファンドが投資する指定投資信託証券の信託報酬率を、組入比率で加重平均して計算した概算値です。ただし、この値はあくまで目安であり、当ファンドにおける実際の指定投資信託証券の組入れ状況等によって±0.2%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。なお、この実質的な信託報酬率は、平成21年12月25日現在の指定投資信託証券（投資対象ファンド）に基づくものであり、指定投資信託証券の変更および見直し等により将来的に変動する場合があります。

当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、以下により計算され、毎計算期間終了日または、

信託の終了時に信託財産中から支弁されます。

信託財産の純資産総額×年1.26%（税抜 年1.20%）

当ファンドの信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	受託会社	販売会社
年0.42% （税抜 年0.40%）	年0.105% （税抜 年0.10%）	年0.735% （税抜 年0.70%）

当ファンドの信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

なお、委託会社および販売会社への報酬は、ファンドから委託会社へ支弁され、販売会社への報酬は、委託会社から、販売会社が行う業務に対する代行手数料として支弁されます。

受託会社への報酬は、ファンドから受託会社に支弁されます。

また、当ファンドが投資する指定投資信託証券の信託報酬は、各指定投資信託証券の約款等に基づいて、各指定投資信託証券から支弁されます。

■（参考）当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬 ■

	指定投資信託証券	信託報酬率（年率）
1	トランストrend スタンダード リスク シリーズ トラスト （ 英文名：TransTrend Standard Risk Series Trust・ClassA TSR Units）	2.49%
2	「ユニヘッジ・コモディティ・ファンド」 （適格機関投資家向け）	0.1575% （税抜0.15%）
3	「エクイティ・マーケット・ニュートラル・バスケット」 （適格機関投資家向け）	0.1575% （税抜0.15%）
4	「クロッキー・アルファ・ペア・ファンド」 （適格機関投資家向け）	0.1575% （税抜0.15%）
5	「Q E D日本株アルファ・ストラテジー・ファンド」 （適格機関投資家向け）	0.7245% （税抜0.69%）
6	「Q E D日本株ベータ・コントロール・ファンド」 （適格機関投資家向け）	0.7245% （税抜0.69%）
7	「アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル」 （適格機関投資家向け）	0.945% （税抜0.90%）
8	「ユナイテッド日本債券ベビーファンド」 （適格機関投資家向け）	0.21% （税抜0.20%）
9	「ユナイテッド・アカディアン・日本株式シングルアルファ」 （適格機関投資家向け）	0.7245% （税抜0.69%）
10	「ユナイテッド・アカディアン・グローバル株式シングルアルファ」 （適格機関投資家向け）	0.7245% （税抜0.69%）

11	「プレミアム・エクイティ・シングル・アルファ」 （適格機関投資家向け）	0.735% （税抜0.70%）
----	--	---------------------

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、デリバティブ取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。以下、「諸経費」といいます。）および諸経費にかかる消費税等ならびに受託者の立替えた立替金の利息は信託財産中から支弁します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁します。

投資する指定投資信託証券において上記 から の費用と同様の費用がかかり、当該費用は、投資する指定投資信託証券の信託財産中から支弁します。また、投資する予定の指定投資信託証券の一部には、実績報酬が発生するものがある場合があります。その場合には、当該指定投資信託証券の信託財産中から支弁します。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することが出来ません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する投資信託の課税については、下記の取扱いとなります。なお、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

当ファンドは、税法上、株式投資信託として区分されます。

個別元本方式について

(A)追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

(B)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース（「分配金受取コース」等別の名称で同様の方式を含みます。）」の

両コースで取得する場合には、別々に個別元本の算出が行われる場合があります。

- (C) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「収益分配時における課税上の取扱いについて」をご確認ください。）

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、(A) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(B) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

一部解約時および償還時における課税上の取扱いについて

個人の受益者の場合、一部解約（換金）時および償還時の譲渡益（一部解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を含みます。）を控除した利益）が課税対象となります。

法人の受益者の場合、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

(A) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

収益分配金のうちの課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用となります。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

一部解約（換金）時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）に対し、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

一部解約（換金）時および償還時の損失については、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との損益通算が可能です。

なお、損益通算および買取りの取扱い等につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(B) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約（換金）時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

上記の内容は、税法の改正等により、変更されることがあります。

< 照会先 >

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03 - 5542 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

5【運用状況】

(1)【投資状況】

以下は、平成21年10月30日現在の投資状況です。

投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいい、「国・地域」は発行体の国籍を示しております。

資産の種類		国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託 受益証券	ユニヘッジ・コモディティ・ファンド（適格機関投資家向け）	日本	2,066,754,000	19.83
	クロッキー・アルファ・ベア・ファンド（適格機関投資家向け）		1,226,795,954	11.76
	プレミアム・エクイティ・シングル・アルファ（適格機関投資家向け）		1,211,416,182	11.61
	エクイティ・マーケット・ニュートラル・バスケット（適格機関投資家向け）		1,028,726,649	9.86
	Q E D日本株ベータ・コントロール・ファンド（適格機関投資家向け）		1,004,904,945	9.63
	Q E D日本株アルファ・ストラテジー・ファンド（適格機関投資家向け）		615,995,633	5.91
	ユナイテッド・アカディアン・日本株式シングルアルファ（適格機関投資家向け）		606,015,332	5.81
	アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル（適格機関投資家向け）		508,582,699	4.88
	ユナイテッド・アカディアン・グローバル株式シングルアルファ（適格機関投資家向け）		348,827,617	3.34
	トランストレンド スタンダード リスク シリーズ トラスト	ケイマン	1,507,572,932	14.45
	小計		10,125,591,943	97.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）			304,412,818	2.92
合計（純資産総額）			10,430,004,761	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	投資信託 受益証券	ユニヘッジ・コモディティ・ファンド（適格機関投資家向け）	2,005,000,000	1.0153	2,035,676,500	1.0308	2,066,754,000	19.82
2	ケイマン	投資信託 受益証券	トランストレンド スタンダード リスク シリーズ トラスト	1,675,825,848	0.9313	1,560,696,612	0.8996	1,507,572,932	14.45
3	日本	投資信託 受益証券	クロッキー・アルファ・ベア・ファンド（適格機関投資家向け）	1,203,921,447	1.0219	1,230,287,326	1.0190	1,226,795,954	11.76
4	日本	投資信託 受益証券	プレミアム・エクイティ・シングル・アルファ（適格機関投資家向け）	1,206,469,657	1.0011	1,207,796,773	1.0041	1,211,416,182	11.61
5	日本	投資信託 受益証券	エクイティ・マーケット・ニュートラル・バスケット（適格機関投資家向け）	1,069,251,273	0.9642	1,030,972,077	0.9621	1,028,726,649	9.86
6	日本	投資信託 受益証券	Q E D日本株ベータ・コントロール・ファンド（適格機関投資家向け）	941,539,347	1.0690	1,006,505,561	1.0673	1,004,904,945	9.63
7	日本	投資信託 受益証券	Q E D日本株アルファ・ストラテジー・ファンド（適格機関投資家向け）	557,058,811	1.0999	612,708,986	1.1058	615,995,633	5.91

8	日本	投資信託 受益証券	ユナイテッド・アカディアン・日本 株式シングルアルファ（適格機関投 資家向け）	592,332,453	1.0176	602,757,504	1.0231	606,015,332	5.81
9	日本	投資信託 受益証券	アカディアン欧州株式マーケット・ ニュートラル（適格機関投資家向 け）	457,194,084	1.1099	507,439,713	1.1124	508,582,699	4.88
10	日本	投資信託 受益証券	ユナイテッド・アカディアン・グ ローバル株式シングルアルファ（適 格機関投資家向け）	358,654,758	0.9715	348,433,097	0.9726	348,827,617	3.34

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.08
合計	97.08

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年10月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 （円） （分配落）	純資産総額 （円） （分配付）	1口当たり 純資産額 （円） （分配落）	1口当たり 純資産額 （円） （分配付）
第1期	(平成13年9月25日)	6,057,760,935	6,146,410,323	1.0119	1.0267
第2期	(平成14年3月25日)	10,263,383,779	10,563,213,941	1.0203	1.0501
第3期	(平成14年9月25日)	20,210,194,881	20,695,775,624	1.0311	1.0558
第4期	(平成15年3月25日)	30,366,260,774	30,513,138,169	1.0129	1.0178
第5期	(平成15年9月25日)	37,221,993,676	37,748,041,512	1.0287	1.0432
第6期	(平成16年3月25日)	44,184,516,581	44,396,656,022	1.0205	1.0254
第7期	(平成16年9月27日)	47,096,063,109	47,543,154,222	1.0186	1.0283
第8期	(平成17年3月25日)	45,223,214,715	45,449,279,484	0.9971	1.0021
第9期	(平成17年9月26日)	36,457,264,642	36,800,985,828	1.0113	1.0208
第10期	(平成18年3月27日)	31,291,286,601	31,593,939,951	1.0044	1.0141
第11期	(平成18年9月25日)	31,796,475,075	31,796,475,075	0.9856	0.9856
第12期	(平成19年3月26日)	22,805,002,410	22,805,002,410	0.9407	0.9407
第13期	(平成19年9月25日)	18,871,512,511	18,871,512,511	0.9583	0.9583
第14期	(平成20年3月25日)	15,229,390,434	15,229,390,434	0.8897	0.8897
第15期	(平成20年9月25日)	13,034,652,655	13,034,652,655	0.8602	0.8602
第16期	(平成21年3月25日)	11,458,577,784	11,458,577,784	0.8106	0.8106
第17期	(平成21年9月25日)	10,570,682,031	10,570,682,031	0.8096	0.8096

	平成20年10月末日	12,253,694,458	-	0.8202	-
	平成20年11月末日	12,147,891,494	-	0.8200	-
	平成20年12月末日	12,178,857,314	-	0.8292	-
	平成21年 1 月末日	12,033,414,262	-	0.8246	-
	平成21年 2 月末日	11,760,876,950	-	0.8185	-
	平成21年 3 月末日	11,389,536,485	-	0.8082	-
	平成21年 4 月末日	11,378,958,094	-	0.8149	-
	平成21年 5 月末日	11,334,648,343	-	0.8197	-
	平成21年 6 月末日	10,975,108,233	-	0.8187	-
	平成21年 7 月末日	10,775,593,775	-	0.8096	-
	平成21年 8 月末日	10,777,844,697	-	0.8161	-
	平成21年 9 月末日	10,575,812,923	-	0.8112	-
	平成21年10月末日	10,430,004,761	-	0.8072	-

（注）表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第 1 期	0.0150
第 2 期	0.0300
第 3 期	0.0250
第 4 期	0.0050
第 5 期	0.0150
第 6 期	0.0050
第 7 期	0.0100
第 8 期	0.0050
第 9 期	0.0100
第10期	0.0100
第11期	0.0000
第12期	0.0000
第13期	0.0000
第14期	0.0000
第15期	0.0000
第16期	0.0000
第17期	0.0000

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第 1 期	2.7
第 2 期	3.8
第 3 期	3.5
第 4 期	1.3
第 5 期	3.0
第 6 期	0.3
第 7 期	0.8

第 8 期	1.6
第 9 期	2.4
第10期	0.3
第11期	1.9
第12期	4.6
第13期	1.9
第14期	7.2
第15期	3.3
第16期	5.8
第17期	0.1

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成13年3月12日	信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
平成14年12月25日	ベンチマークの設定、実績報酬の計算方法の変更、投資対象マザーファンドの追加の実施
平成17年10月31日	ファンドの名称を「UAMマルチ・マネージャー・ファンド1」から「ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド1」に変更
平成21年2月20日	投資対象の変更（特定のマザーファンドから投資信託証券への変更）、一部解約の支払い開始日の変更、追加設定および一部解約（換金）にかかる受付中止日の変更、信託報酬率の引き下げを実施

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みを行うことができます。

- (1) お申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ニュ・ヨ・ク証券取引所もしくはロンドン証券取引所の各取引所の休業日またはニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日ならびに欧州自動即時グロス決済システム（TARGET）の休業日においては、取得の申込を取扱いいたしません。

- (2) ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3) 分配金再投資コースのお申込みに際しては、当ファンドに係る自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。（以下同じ。））を当該販売会社との間で結んでいただきます。また、販売会社によっては、当該自動けいぞく投資コースの取扱いがない場合がありますので、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。
- (4) お申込み単位は、1口の整数倍をもって各販売会社が定める単位とします。ただし、再投資される分配金については、1口単位とします。また、取得申込の単位は販売会社によって異なります。各販売会社の取扱単位は販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込金額は、お申込み受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が定めるお申込み手数料およびお申込み手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 分配金再投資コースに基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとし

す。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、無手数料とします。

- (7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として一部解約の実行を請求することができます。なお、解約単位は、販売会社およびお申込みコースにより異なる場合があります。
- (2) 受益者は、一部解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。その際、受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (3) 一部解約の請求の受付時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- ただし、ニュ・ヨ・ク証券取引所もしくはロンドン証券取引所の各取引所の休業日またはニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日ならびに欧州自動即時グロス決済システム（TARGET）の休業日においては、一部解約の申込の受付を取扱いいたしません。
- (4) 一部解約の価額は、一部解約の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、受益者のお受取り金額は、当該一部解約の価額から所定の税金を差し引いた金額となります。
- (5) 一部解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者にお支払いいたします。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために1億口または1億円以上の解約のお申込みにつきましては、正午（半休日の場合は午前10時）までをお願いいたします。
- (7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

(8) 買取り（買取請求制）

販売会社によっては、上記の解約請求による換金のほか、買取請求（販売会社が受益権を買取る方法により換金する方法）による換金を受付けている場合があります。買取請求制による換金をご検討される際は、あらかじめ詳しい条件等について、取扱いを行う販売会社にご確認ください。

基準価額の算出頻度および公表」をご参照ください。

< 照会先 >

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03 - 5542 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、ファンドの計算日の純資産総額を、当該計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

基準価額の算出頻度および公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額は、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されるものが発表されます。

基準価額に対する照会は、販売会社または後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

(2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、「(5)その他 信託契約の解約」の規定にしたがい信託を終了することがあります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月26日から9月25日までおよび9月26日から翌年3月25日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日（以下本項において「該当日」といいます。）のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(5)【その他】

信託契約の解約

- (A) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは、やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- (B) 委託会社は、上記(A)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (C) 上記(B)の公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- (D) 受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- (E) 信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (F) 上記(C)から上記(E)までの規定は、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(C)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (G) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (H) 委託会社が監督官庁により登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または、業務を廃止した時は、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後述 信託約款の変更(E)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (I) 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないときは委託会社は信託契約を解約します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任したときは、委託会社は、後述 信託約款の変更の規定にしたがい新受託会社を選任します。

ただし、受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- (A) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき、または、監督官庁の命令がある場合、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとします。
- (B) 委託会社は、信託約款の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を監督官庁に届出ます。
- (C) 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (D) 上記(C)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (E) 委託会社は、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則とし

て、公告を行いません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、毎計算期末および償還時に対象期間の運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

関係法人との契約

- (A) 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。
- (B) 委託会社と販売会社との間で締結される投資信託受益権の取扱いに関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヶ月前（または60日前）までに、委託会社および販売会社のいずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。受益権の取扱いに関する契約は当事者の合意により変更されることがあります。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

< 照会先 >

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03 - 5542 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、委託会社が収益分配金を支払う旨を決定した計算期間終了後1ヶ月以内の委託会社が指定する日から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(2) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対して、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

< 照会先 >

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03 - 5542 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第16期計算期間（平成20年9月26日から平成21年3月25日まで）及び第17期計算期間（平成21年3月26日から平成21年9月25日まで）について内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第16期計算期間（平成20年9月26日から平成21年3月25日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第17期計算期間（平成21年3月26日から平成21年9月25日まで）については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間（平成20年9月26日から平成21年3月25日まで）の財務諸表については、あらた監査法人による監査を受けており、第17期計算期間（平成21年3月26日から平成21年9月25日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド1

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第16期 (平成21年 3 月25日現在)	第17期 (平成21年 9 月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	609,115	896,977
コール・ローン	771,542,996	240,652,143
投資信託受益証券	10,827,256,980	10,353,033,887
未収入金	-	80,000,000
未収利息	2,536	857
差入委託証拠金	390,793	382,452
流動資産合計	11,599,802,420	10,674,966,316
資産合計	11,599,802,420	10,674,966,316
負債の部		
流動負債		
未払解約金	38,978,855	28,854,356
未払受託者報酬	6,319,904	5,867,043
未払委託者報酬	90,231,457	64,537,439
その他未払費用	5,694,420	5,025,447
流動負債合計	141,224,636	104,284,285
負債合計	141,224,636	104,284,285
純資産の部		
元本等		
元本	14,135,165,125	13,056,495,361
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,676,587,341	2,485,813,330
（分配準備積立金）	6,428,126	5,861,741
元本等合計	11,458,577,784	10,570,682,031
純資産合計	11,458,577,784	10,570,682,031
負債純資産合計	11,599,802,420	10,674,966,316

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第16期 自 平成20年 9 月26日 至 平成21年 3 月25日	第17期 自 平成21年 3 月26日 至 平成21年 9 月25日
営業収益		
受取利息	2,971,291	266,836
有価証券売買等損益	3,070,867,856	69,313,052
派生商品取引等損益	1,593,404,748	-
為替差損益	839,597,150	8,749
その他収益	1,832	48,218
営業収益合計	634,892,835	69,619,357
営業費用		
受託者報酬	6,319,904	5,867,043
委託者報酬	90,231,457	64,537,439
その他費用	5,694,420	5,025,447
営業費用合計	102,245,781	75,429,929
営業損失（ ）	737,138,616	5,810,572
経常損失（ ）	737,138,616	5,810,572
当期純損失（ ）	737,138,616	5,810,572
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	44,940,634	8,551,976
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,117,787,397	2,676,587,341
剰余金増加額又は欠損金減少額	183,259,531	237,364,575
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	183,259,531	237,364,575
剰余金減少額又は欠損金増加額	49,861,493	32,228,016
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	49,861,493	32,228,016
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,676,587,341	2,485,813,330

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第16期 自 平成20年 9 月26日 至 平成21年 3 月25日	第17期 自 平成21年 3 月26日 至 平成21年 9 月25日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	-
2. デリバティブの評価基準および評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知りうる直近の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 (3) オプション取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する証拠金算定基準値段、最終相場又は金融商品取引業者等の提示する価額により評価しております。	-
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	投資信託受益証券 同左 外貨建取引等の処理基準 同左

(追加情報)

第16期 自 平成20年 9 月26日 至 平成21年 3 月25日	第17期 自 平成21年 3 月26日 至 平成21年 9 月25日
ファンドの主要投資対象について以下の変更を行い、平成21年2月20日付けで当該事項にかかる信託約款の変更を行っています。 主要投資対象 ファンドの主要投資対象は「ユナイテッド・アカディア・日本株式マザーファンド、ユナイテッド・アカディア・グローバル株式マザーファンド、ユナイテッド・クレイ・フィンレー・日本株式マザーファンド、ユナイテッド・クレイ・フィンレー・グローバル株式マザーファンド、ユナイテッド日本債券マザーファンド、ユナイテッド・グローバル債券マザーファンド、およびユナイテッド日本株式マザーファンドの受益証券」としておりましたが、平成21年2月20日より、「主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みます。））」に変更いたしました。なお、主要投資対象とする投資信託証券は、投資環境等の変化により適宜見直しを行うものとしします。	-

（貸借対照表に関する注記）

項目	第16期 (平成21年 3 月25日現在)	第17期 (平成21年 9 月25日現在)
1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額		
期首元本額	15,152,440,052円	14,135,165,125円
期中追加設定元本額	290,713,180円	175,070,275円
期中一部解約元本額	1,307,988,107円	1,253,740,039円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,676,587,341円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,485,813,330円であります。
3 計算期間末日における受益権の総数	14,135,165,125口	13,056,495,361口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第16期 自 平成20年 9 月26日 至 平成21年 3 月25日	第17期 自 平成21年 3 月26日 至 平成21年 9 月25日
1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	7,652,527円	-
2 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	0円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	803,672円	818,190円
分配準備積立金額	6,428,126円	5,861,741円
当ファンドの分配対象収益額	7,231,798円	6,679,931円
当ファンドの期末残存口数	14,135,165,125口	13,056,495,361口
1万口当たり収益分配対象額	5.10円	5.10円
1万口当たり分配金額	0円	0円

収益分配金金額	0円	0円
---------	----	----

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第16期 （平成21年3月25日現在）		第17期 （平成21年9月25日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に含 まれた評価差額 （円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に含 まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	10,827,256,980	100,649,772	10,353,033,887	91,122,411
合計	10,827,256,980	100,649,772	10,353,033,887	91,122,411

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

第16期 自 平成20年9月26日 至 平成21年3月25日	第17期 自 平成21年3月26日 至 平成21年9月25日
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は次の通りであります。 株式・債券関連では、有価証券指数等先物取引、外国市場証券先物取引、有価証券指数等先物オプション取引および外国市場証券先物オプション取引であります。 金利関連では、海外の金融商品取引所等における金利先物取引および金利先物オプション取引であります。 通貨関連では、為替予約取引であります。	-
2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引に対する取組方針は、次の通りであります。 株式・債券・金利関連のデリバティブ取引は、親投資信託の保有する現物の株式・債券に係る価格変動リスクおよび金利変動リスクの回避ならびに資産の配分から収益機会を得ることを目的としています。 通貨関連のデリバティブ取引は、親投資信託の保有する外貨建資産における将来の為替の変動によるリスクの回避ならびに通貨の配分から収益機会を得ることを目的としております。	-
3. 取引の利用目的 株式・債券・金利関連のデリバティブ取引は、親投資信託の保有する現物の株式・債券に係る価格変動リスクおよび金利変動リスクの回避ならびに資産の配分から収益機会を得ること（資産配分）を、通貨関連のデリバティブ取引は親投資信託の保有する外貨建資産における将来の為替の変動によるリスクの回避ならびに通貨の配分から収益機会を得ること（通貨配分）を目的としており、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	-
4. 取引に係るリスクの内容	-

株式・債券・金利関連のデリバティブ取引に係るリスクは、資産市場動向および金利動向の変動による市場リスクであります。通貨関連のデリバティブ取引に係るリスクは、為替相場の変動による市場リスク及び取引の相手方の信用リスクであります。	
5．取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引のリスク管理については、取引権限および取引限度額等を定めた当ファンドの運用ガイドラインに従い運用担当部門が行った取引内容について、運用リスク管理担当部署でモニターする牽制体制を敷いています。またデリバティブ取引のみならず、当ファンド全体の年率リスクを日々算出し管理を行っております。	-
6．取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	-

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	第16期 (平成21年3月25日現在)	第17期 (平成21年9月25日現在)
1口当たり純資産の額 (1万口当たり)	0.8106円 (8,106円)	0.8096円 (8,096円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	エクイティ・マーケット・ニュートラル・バスケット（適格機関投資家向け）	1,162,660,718	1,121,037,464	
		クロッキー・アルファ・ペア・ファンド（適格機関投資家向け）	1,272,428,004	1,300,294,177	
		Q E D日本株アルファ・ストラテジー・ファンド（適格機関投資家向け）	557,058,811	612,708,986	
		アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル（適格機関投資家向け）	457,194,084	507,439,713	

	ユナイテッド・アカディアン・日本株式 シングルアルファ（適格機関投資家向 け）	641,160,578	652,445,004	
	ユナイテッド・アカディアン・グローバ ル株式シングルアルファ（適格機関投資 家向け）	358,654,758	348,433,097	
	プレミアム・エクイティ・シングル・ア ルファ（適格機関投資家向け）	1,206,469,657	1,207,796,773	
	トランストレンド スタンダード リスク シリーズ トラスト	1,675,825,848	1,560,696,612	
	ユニヘッジ・コモディティ・ファンド （適格機関投資家向け）	2,005,000,000	2,035,676,500	
	Q E D日本株ベータ・コントロール・ ファンド（適格機関投資家向け）	941,539,347	1,006,505,561	
合計		10,277,991,805	10,353,033,887	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下は平成21年10月30日現在のファンドの純資産計算書です。

【純資産額計算書】

資産総額	10,469,995,602円
負債総額	39,990,841円
純資産総額(-)	10,430,004,761円
発行済数量	12,921,192,858口
1口当たり純資産額(/)	0.8072円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期	6,236,755,570	250,374,698
第2期	5,880,505,338	1,807,655,888
第3期	11,264,491,411	1,722,377,669
第4期	15,211,322,954	4,832,481,583
第5期	10,620,599,530	4,416,308,709
第6期	10,704,974,273	3,594,289,752
第7期	8,536,228,103	5,596,219,986
第8期	4,712,508,911	5,592,511,705
第9期	2,792,306,341	12,097,772,727
第10期	3,980,917,489	8,875,465,392
第11期	4,988,511,892	3,881,010,244
第12期	1,719,561,342	9,740,135,195
第13期	887,602,181	5,436,766,810
第14期	469,249,788	3,044,805,737
第15期	321,519,303	2,286,438,279
第16期	290,713,180	1,307,988,107
第17期	175,070,275	1,253,740,039

（注1）本邦外における設定、解約の実績はありません。

（注2）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

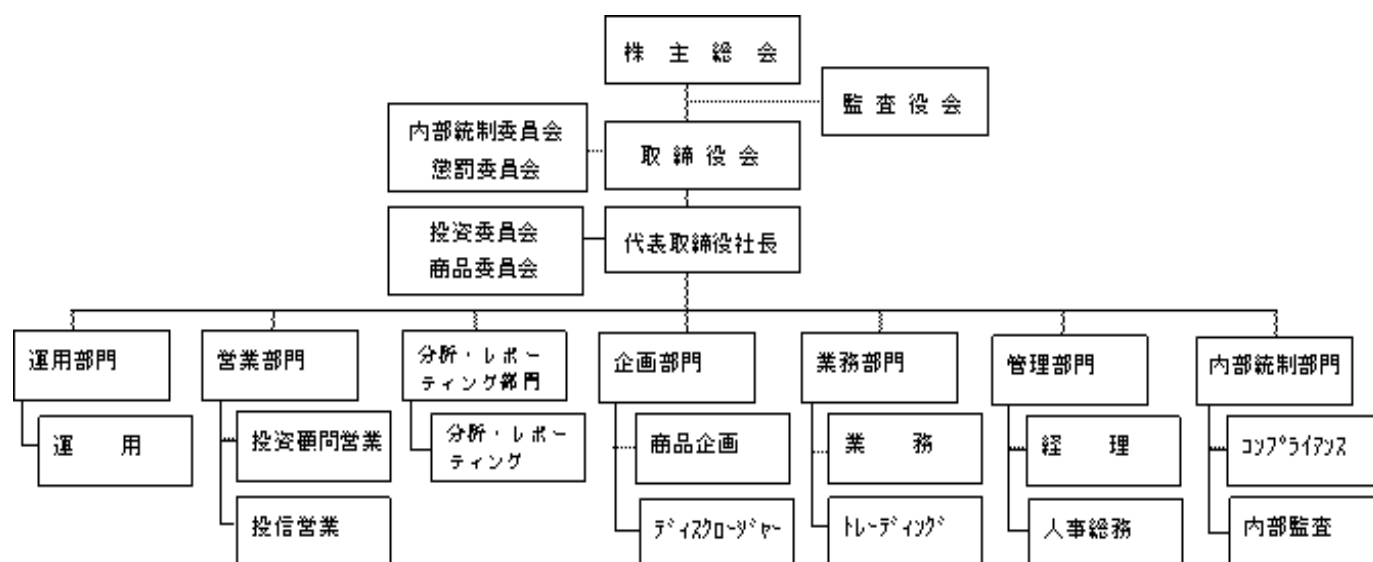
(1) 資本金の額等

平成21年10月30日現在の委託会社の資本金の額：	1,030,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	6,400株
発行済株式総数：	4,100株
最近5年における資本金の額の増減：	平成16年12月21日に150,000,000円の増資 平成17年11月29日に25,000,000円の増資 平成18年12月7日に150,000,000円の増資 平成19年11月30日に250,000,000円の増資

(2) 委託会社等の機構

平成21年10月30日現在、委託会社の機構は次の通りとなっております。委託会社の取締役は3名以上5名以内、監査役は3名以上4名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

組織図



投資運用の意思決定機構

1. 投資委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しの検討を行い、運用方針および各ファンドの運用計画を決定いたします。

投資委員会は、代表取締役社長、運用部門責任者、内部統制部門責任者、その他代表取締役社長に指名された者で構成し、原則として月次で開催されます。

- 2.運用部門のファンドマネジャーは、定められた運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図をいたします。
- 3.投資委員会において、運用実績・パフォーマンスを評価分析し、必要に応じて運用方針・運用計画の見直しを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年10月30日現在、委託会社が運用する投資信託（総ファンド数46本、純資産総額72,988百万円。ただし、親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	44	72,278
単位型株式投資信託	2	709
合計	46	72,988

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第9期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。第10期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の改定により「金融商品取引事業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については新日本監査法人、第10期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、公認会計士法の定める監査法人の種類変更により、平成20年7月1日付で新日本有限責任監査法人へ名称変更しております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		756,021	446,666
前払費用		9,854	11,131
未収委託者報酬		62,409	53,764
未収収益		24,182	35,865
立替金		33,942	25,573
未収消費税等		—	10,507
その他		6,595	34
流動資産合計		893,005	583,544
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備（純額）	*1	12,801	10,540
器具備品（純額）	*1	4,021	3,130
リース資産（純額）	*1	—	1,600
有形固定資産合計		16,822	15,271
無形固定資産			
ソフトウェア	*1	464	261
電話加入権		1,294	1,294
無形固定資産合計		1,758	1,556
投資その他の資産			
長期差入保証金		47,760	22,760
長期前払費用		2,306	1,701
投資その他の資産合計		50,066	24,462
固定資産合計		68,648	41,290
資産合計		961,653	624,834
負債の部			

流動負債		
預り金	15,170	16,501
未払金	28,643	24,235
未払手数料	31,358	24,057
リース債務	—	560
未払費用	3,778	1,743
未払委託調査費	78,368	45,823
未払法人税等	1,637	2,268
前受収益	355	815
役員賞与引当金	1,500	—
流動負債合計	160,811	116,005
固定負債		
リース債務	—	1,143
長期未払金	2,666	2,666
長期前受収益	4,868	3,593
固定負債合計	7,535	7,403
負債合計	168,346	123,409
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,030,000	1,030,000
資本剰余金		
資本準備金	250,000	—
資本剰余金合計	250,000	—
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	486,693	528,574
利益剰余金計	486,693	528,574
株主資本合計	793,306	501,425
純資産合計	793,306	501,425
負債・純資産合計	961,653	624,834

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	994,998	571,325
投資助言報酬	—	5,491
運用受託報酬	109,028	88,786
投資兼業報酬	—	11,983
その他営業収益	45,952	—
営業収益合計	1,149,979	677,587
営業費用		
支払手数料	365,681	221,224

広告宣伝費	8,259	4,178
調査費	46,150	46,275
委託調査費	316,269	132,586
図書費	788	624
委託計算費	1,744	1,742
通信費	4,882	9,161
印刷費	19,478	10,075
諸会費	1,363	1,768
営業費用合計	764,617	427,638
一般管理費		
給料・手当	367,764	274,503
役員報酬	40,684	14,142
賞与	9,733	891
役員賞与引当金繰入額	1,500	—
租税公課	3,160	3,097
不動産賃借料	32,830	34,070
退職給付費用	10,507	7,703
固定資産減価償却費	4,055	4,612
消耗器具備品費	11,262	4,489
機器賃借料	65,736	63,871
法律専門家報酬	6,767	811
新人採用費	18,862	7,160
諸経費	95,101	111,413
一般管理費合計	667,874	526,766
営業損失	282,512	276,818
営業外収益		
受取利息	0	0
その他営業外収益	*1 0	1,108
営業外収益合計	0	1,109
営業外費用		
為替差損	3,249	65
株式交付費償却	1,817	—
その他営業外費用	*2 1,220	1,876
営業外費用合計	6,286	1,942
経常損失	288,798	277,651
特別利益		
賞与引当金戻入額	1,390	—
特別利益合計	1,390	—
特別損失		
固定資産廃棄損	—	130
特別退職加算金	20,000	13,002
リース会計基準の適用に伴う影響額	—	147
特別損失合計	20,000	13,280
税引前当期純損失	307,407	290,931
法人税、住民税及び事業税	950	950
当期純損失	308,357	291,881

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	780,000	1,030,000
当期変動額		
新株の発行	250,000	-
当期変動額合計	250,000	-
当期末残高	1,030,000	1,030,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	770,000	250,000
当期変動額		
繰越利益剰余金補填	770,000	-
資本準備金の取崩（欠損填補）	-	250,000
新株の発行	250,000	-
当期変動額合計	520,000	250,000
当期末残高	250,000	-
資本剰余金合計		-
前期末残高	770,000	250,000
当期変動額		
繰越利益剰余金補填	770,000	-
資本準備金の取崩（欠損填補）	-	250,000
新株の発行	250,000	-
当期変動額合計	520,000	250,000
当期末残高	250,000	-
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	948,335	486,693
当期変動額		
当期純損失	308,357	291,881
繰越利益剰余金補填	770,000	-
資本準備金の取崩（欠損填補）	-	250,000
当期変動額合計	461,642	41,881
当期末残高	486,693	528,574
利益剰余金合計		
前期末残高	948,335	486,693
当期変動額		
当期純損失	308,357	291,881
繰越利益剰余金補填	770,000	-

資本準備金の取崩（欠損填補）	-	250,000
当期末変動額合計	461,642	41,881
当期末変動額	486,693	528,574
株主資本合計		
前期末残高	601,664	793,306
当期変動額		
当期純損失	308,357	291,881
新株の発行	500,000	-
当期変動額合計	191,642	291,881
当期末残高	793,306	501,425
純資産合計		
前期末残高	601,664	793,306
当期変動額		
当期純損失	308,357	291,881
新株の発行	500,000	-
当期変動額合計	191,642	291,881
当期末残高	793,306	501,425

重要な会計方針

	第9期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第10期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
1. 固定資産の減価償却の方法	（1）有形固定資産 定率法を採用しております。 （2）無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 （3）リース資産	（1）有形固定資産（リース資産を除く） 同 左 （2）無形固定資産 同 左 （3）リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
2. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支払時に全額費用処理しております。	
3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	

4. 引当金の計上基準	役員賞与引当金 役員の賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。	_____
5. リース取引の処理	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	_____
6. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左

会計方針の変更

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(固定資産の減価償却の方法) 法人税法改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による損益への影響額は軽微であります。	_____
_____	(リース取引に関する会計基準) 当会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。これによる損益への影響は軽微であります。 また、財務諸表等規則の改正により、有形固定資産が1,600千円、流動負債が560千円、固定負債が1,143千円増加しております。

表示方法の変更

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

前事業年度まで「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。 前事業年度まで「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。	
	「未収消費税等」は、前事業年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、資産の総額の100分の1を超えたため、区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の流動資産の「その他」に含まれている「未収消費税等」の金額は6,546千円であります。
	前事業年度までは「その他営業収益」として表示していたものは、当事業年度から「投資兼業報酬」として表示しております。

追加情報

第9期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第10期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価格の5%相当額に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価格の5%相当額と備忘価格との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。この変更による損益への影響額は軽微であります。	

注記事項

（貸借対照表関係）

第9期 （平成20年3月31日）	第10期 （平成21年3月31日）
*1 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 （1）有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 8,504千円 器具備品 5,219千円 — （2）無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウエア 3,760千円	*1 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 （1）有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 10,764千円 器具備品 5,851千円 リース資産 548千円 （2）無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウエア 3,962千円

（損益計算書関係）

第9期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第10期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

_____	*1 その他営業外収益 賃借料過剰請求による戻り額 435千円 消費税確定還付加算金 93千円 その他営業外収益 580千円
*2 その他営業外費用 業務処理過誤により発生した費用 1,220千円	*2 その他営業外費用 業務処理過誤により発生した費用 1,347千円 立替印刷費誤算回収不能額 437千円

（株主資本等変動計算書関係）

第9期会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,100	1,000	—	4,100
合 計	3,100	1,000	—	4,100

（注）平成19年11月30日に、株主割当の方法による新株式1,000株を発行いたしました。

第10期会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,100	—	—	4,100
合 計	4,100	—	—	4,100

（リース取引関係）

第9期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第10期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引 （1）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に よっているもの）

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
器具備品	3,292	1,143	2,148
ソフトウェア	8,400	7,560	840
合 計	11,692	8,703	2,988

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年内 1,432千円

1 年超 1,704千円

合計 3,137千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 3,218千円

減価償却費相当額 2,921千円

支払利息相当額 168千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額
を利息相当額とし、各期への配分方法については、利
息法によっております。

(借主側)

リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零
として算定する方法によっております。

(有価証券関係)

第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同 左

(デリバティブ取引関係)

第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同 左

（退職給付関係）

第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度を採用しております。 2．退職給付費用に関する事項 <u>確定拠出年金への掛金支払額</u> 10,507千円 退職給付費用 10,507千円 他に特別退職加算金20,000千円を計上して おります。	1．採用している退職給付制度の概要 同 左 2．退職給付費用に関する事項 <u>確定拠出年金への掛金支払額</u> 7,703千円 退職給付費用 7,703千円 他に特別退職加算金13,002千円を計上して おります。

（税効果会計関係）

第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な 原因別内訳 （単位：千円） 繰延税金資産 繰越欠損金 129,623 未払保険料否認 598 未払賞与否認 3,961 役員賞与引当金否認 610 未払事業税否認 279 確定退職金未払否認 1,085 減価償却超過額否認 603 繰延税金資産小計 136,762 評価性引当金 (136,762) 繰延税金資産合計 - 繰延税金負債 - 繰延税金資産の純額 -	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な 原因別内訳 （単位：千円） 繰延税金資産 繰越欠損金 54,233 未払事業税否認 536 確定退職金未払否認 6,377 減価償却超過額否認 616 繰延税金資産小計 61,764 評価性引当金 (61,764) 繰延税金資産合計 - 繰延税金負債 - 繰延税金資産の純額 -

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 同 左
---	--

（関連当事者情報）

第9期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

属性	会社等の名称	住 所	資本金 又は出 資 金	事業の内容 又は職 業	議決権 等の所有（被 所有） 割合	関係取引		取引の 内容	取 引 金 額	科目	期末残 高
						役員の 兼任等	事業上 の兼任 等				
親会社	日本アジアホールディングス株式会社	東京都千代田区	2,641 百万円	国内外の企業への投資及び経営管理	被所有 直接 100%	1 名	経営管理	株主割当増資	500,000 千円	—	—

第10期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第9期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第10期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
1株当たり純資産額 193,489円48銭 1株当たり当期純損失金額 89,743円15銭	1株当たり純資産額 122,298円89銭 1株当たり当期純損失金額 71,190円58銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純損失 308,357千円 普通株式に係る当期純損失 308,357千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 3,436株	同 左 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純損失 291,881千円 普通株式に係る当期純損失 291,881千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 4,100株

（重要な後発事象）

第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
当社は、平成20年6月9日開催の取締役会において、欠損填補のための資本準備金減少を決議しました。 1.減少する資本準備金の額 250,000千円 2.資本準備金減少スケジュール 定時株主総会決議日 平成20年6月23日 資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日 平成20年6月30日	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額（平成21年9月30日現在）

324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 10,000百万円（平成21年9月30日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営法に関する法律に基づき、信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成21年9月30日現在)	事業の内容
株式会社荘内銀行	14,200百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社三重銀行	15,295百万円	
株式会社鳥取銀行	9,061百万円	
株式会社足利銀行	135,000百万円	
株式会社北海道銀行	93,524百万円	
ソニー銀行株式会社	31,000百万円	
イーバンク銀行株式会社	23,485百万円	
信金中央金庫	490,998百万円 (出資金)	信用金庫法に基づき金融業を営んでおります。
セントラル短資株式会社	5,000百万円	主としてコール資金の貸付、その賃借の媒介を業としております。
マネックス証券株式会社	7,425百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
損保ジャパンDC証券株式会社	11,500百万円	
SBI証券株式会社	47,937百万円	
日本アジア証券株式会社	4,000百万円	
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円	
楽天証券株式会社	7,477百万円	

日興コーディアル証券株式会社は、平成21年10月1日現在の資本金の額を記載しております。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図、連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、再信託受託会社に委託しております。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、投資信託受益権の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第 3 【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出しています。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成21年 6 月25日
有価証券届出書	平成21年 6 月25日

独立監査人の監査報告書

平成21年5月13日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド1の平成20年9月26日から平成21年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド1の平成21年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月9日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御 中

新日本監査法人

代表社員

業務執行社員 公認会計士 小西文夫

代表社員

業務執行社員 公認会計士 樽本修平

業務執行社員 公認会計士 久保隆

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年6月9日開催の取締役会において、欠損填補のための資本準備金減少を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年11月20日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 西 文 夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 樽 本 修 平 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド1の平成21年3月26日から平成21年9月25日までの第17期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド1の平成21年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月10日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 西 文 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽 本 修 平

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。